

令和7年5月14日付け公告の内容

このたび、江田島市沖美町の一部を地域とする県営土地改良事業（区画整理事業 沖地区）の事業計画変更にあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第88条第1項の規定により公告する事項について江田島市長と協議したいので、法第88条第18項において準用する法第87条の2第8項の規定によって、この旨を公告する。

なお、この土地改良事業計画変更の概要書等を縦覧に供するので、意見のある者は令和7年6月3日までに広島県知事へ意見書を提出されたい。